

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わりました！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額 1,052円	効力発生日 令和7年 12月1日
-------------	----------------------	--------------------------------

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 | ②時間外・休日・深夜手当 |
| ③臨時に支払われる賃金 | ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特 定 最 低 賃 金 (時間額) ※1	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,100円※2	効力発生日 令和8年2月15日
	自動車・同附属品製造業	1,089円※2	効力発生日 令和8年3月1日

※1 年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2 特定最低賃金について、効力を発生するまでの間は、山梨県最低賃金である1,052円が適用されます。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室
甲府労働基準監督署
都留労働基準監督署
鰍沢労働基準監督署

甲府市丸の内1-1-11
甲府市下飯田2-5-51
都留市四日市場23-2
南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1
富士川地方合同庁舎5階

(055-225-2854)
(055-224-5616)
(0554-43-2195)
(0556-22-3181)